

一般財団法人岩手県学校安全互助会共済約款

(用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見
か	学校等の管理下	<p>(学校の管理下)</p> <p>① 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合</p> <p>② 児童生徒等が、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合</p> <p>③ 児童生徒等が、休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合</p> <p>④ 児童生徒等が、通常の経路及び方法により通学する場合</p> <p>⑤ 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にある場合</p> <p>⑥ 児童生徒等が、住居と授業若しくは課外指導が行われる学校以外の場所(当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときはその場所を含む。)又は⑤に規定する寄宿舎との間を合理的な経路及び方法により往復する場合</p> <p>⑦ 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で教育を受けている場合</p> <p>(保育所等の管理下)</p> <p>① 児童が保育を受けている場合</p> <p>② 児童が通常の経路及び方法により保育所等に通り、又は保育所等から帰宅する場合</p> <p>③ その他これらに準ずるものとして認められる場合</p>
き	共済掛金	算出方法書に基づき算出された一事業年度における被共済者一人当たりの掛金
	共済期間	被共済者の、学校等の管理下での傷害による、死亡、後遺障害、入院及び通院に対する補償を行う期間
	共済金	死亡共済金、障害共済金、入院共済金、通院共済金及び供花料
	共済金受取人	互助会が支払う共済金を受け取ることができる人又は当該共済金を受け取った人
	共済契約者	互助会と共済契約を締結した学校等の長

こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの又は身体の一部の欠損
ち	治療	医師等による治療。その範囲は独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「スポーツ振興センター」という。）の災害共済給付事業における医療給付の範囲に準じる（ただし、調剤、補装具等を除く。）
つ	通院	病院等に通り、又は往診により治療を受けること
に	入院	治療が必要な場合に、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
ひ	被共済者	共済事業に加入している児童生徒等
よ	要保護児童生徒	生活保護法による保護を受けている世帯に属する被共済者

（共済約款の適用）

第2条 この共済約款の規定は、被共済者ごとに適用します。

（共済金を支払う場合）

第3条 一般財団法人岩手県学校安全互助会（以下「互助会」という。）は、共済期間中に学校等の管理下において被った傷害による、被共済者の死亡、後遺障害、入院又は通院について、この共済約款の規定に従い共済金を支払います。

（共済金を支払わない場合）

第4条 互助会は、地域の多数の住民が被害を受けるような風水害、地震、噴火又は津波等の災害によって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

2 互助会は、被共済者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

3 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び高等専門学校の生徒・学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合、共済金（供花料を除く。）を支払いません。

ただし、当該生徒・学生が、いじめ（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項に規定するいじめをいう。）、体罰（学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条ただし書に規定する体罰をいう。）その他の当該生徒・学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは除きます。

（死亡共済金の支払）

第5条 互助会は、被共済者が第3条の傷害を被り、その直接の結果として死亡し、スポーツ

振興センターが死亡見舞金の給付決定を行った場合には、共済金受取人に対し死亡共済金を支払います。

なお、相続人が複数いる場合は、相続人は代表者 1 名を定めるものとし、互助会はこの代表者を共済金受取人とします。

(障害共済金の支払)

第 6 条 互助会は、被共済者が第 3 条の傷害を被り、その直接の結果として後遺障害が生じ、スポーツ振興センターが障害見舞金の給付決定を行った場合には、共済金受取人に対し障害共済金を支払います。

その場合の障害共済金に係る障害の等級は、スポーツ振興センターが障害見舞金の給付決定に当たり決定した等級と同じとします。

2 同一事故により 2 種以上の後遺障害が生じた場合又は既に身体に障害のあった被共済者が第 3 条の傷害を被り、その直接の結果として新たな後遺障害が加わった場合には、スポーツ振興センターの障害見舞金給付決定に準じて、障害共済金を支払います。

(入院共済金の支払)

第 7 条 互助会は、被共済者が第 3 条の傷害を被り、その直接の結果として、当該傷害の治療のために 5 日以上入院した場合であって、スポーツ振興センターが当該治療に対し医療費の給付決定を行ったときは、共済金受取人に対し入院共済金を支払います。ただし、スポーツ振興センターが要保護児童生徒であることを理由に医療費を支給しないときは、互助会が当該傷害の治療のために 5 日以上入院したことを認めた場合に限ります。

2 入院共済金は、前項に定める入院の通算した日数が 5 日に達した場合に、1 日目以降から支払います。

3 互助会は、いかなる場合においても、傷害を被った日から 10 年を経過した後は、入院共済金を支払いません。

4 既に入院共済金の対象となる傷害を被った被共済者が、別に第 3 条の傷害を被ったときは、それぞれの事由ごとに入院共済金の支払の適否を判断します。

(通院共済金の支払)

第 8 条 前条の規定は通院共済金について準用します。これらの規定中「入院」は「通院」に、「入院共済金」は「通院共済金」に、「5 日」は「7 日」にそれぞれ読み替えるものとします。

(供花料の支払)

第 9 条 互助会は、被共済者が第 3 条の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合であ

って、スポーツ振興センターが第三者から損害賠償金が支払われること等を理由として死亡見舞金を支給しないもの等について、供花料の給付決定を行った場合には、共済金受取人に対し供花料を支払います。

第5条なお書きの規定は、供花料について準用します。

第10条 削除

(重大事由による解除)

第11条 互助会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

- ① 共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、互助会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
 - ② 被共済者又は共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとしたとき。
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金受取人が、共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、互助会は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、互助会は、その返還を請求することができます。

(共済契約解除の効力)

第12条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(共済掛金の返還)

- 第13条 第11条第1項の規定により、互助会が共済契約を解除した場合には、互助会は未経過期間分に対し月割りをもって計算した共済掛金を返還します。ただし、共済掛金の返還に係る銀行の振込み手数料の額が返還金の額を超える場合は共済掛金を返還しません。
- 2 被共済者が、転校又は被共済者からの解除請求に基づく共済契約の解除等正当な事由により被共済者でなくなる場合の共済掛金の取扱いは前項に準じます。

(共済金の請求)

第14条 共済契約者は、共済金受取人から請求書の提出を受け、次に掲げる日以降に共済金の請求を行うことができます。

- ① 死亡共済金については、第5条に定めるスポーツ振興センターの死亡見舞金給付決定日

- ② 障害共済金については、第6条に定めるスポーツ振興センターの障害見舞金給付決定日
 - ③ 入院共済金の場合
 - ア スポーツ振興センターが第7条に定める医療費を給付している場合は、当該医療給付の対象となる入院日数が通算して5日目以降の入院に係る医療給付決定日
 - イ 第7条第1項ただし書きに定める要保護児童生徒については、当該傷害に対する治療のために入院したと互助会が認める日が通算して5日目となる日
 - ④ 通院共済金の場合
 - ア スポーツ振興センターが第8条で準用する第7条に定める医療費を支給している場合は、当該医療給付の対象となる通院日数が通算して7日目以降の通院に係る医療給付決定日
 - イ 第8条で準用する第7条第1項のただし書きに定める要保護児童生徒については、当該傷害に対する治療のために通院したと互助会が認める日が通算して7日目となる日
 - ⑤ 供花料については、第9条に定めるスポーツ振興センターの供花料給付決定日
- 2 前項の規定に基づき共済金の請求があったときに、事故の内容又は傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者又は共済金受取人に対して、請求書及びその添付書類以外の書類若しくは証拠の提出又は互助会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、互助会が求めた書類又は証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 3 共済契約者、被共済者及び共済金受取人が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、又は互助会に提出する書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類や証拠を偽造、変造した場合に、それによって互助会が損害を被ったときは、支払うべき共済金から互助会が被った損害額を差し引いて支払います。

(共済金の支払時期)

第15条 互助会は、前条による請求が毎月10日までにあったもので、支払要件が整ったものについては、原則として当該月末までに支払います。

(共済金の支払い制限)

第16条 互助会は、被共済者が第三者から被った傷害の結果死亡し又は後遺障害が生じ、損害賠償金が支払われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第三者から支払われた損害賠償額が、死亡共済金額又は障害共済金額を超える場合は、死亡共済金又は障害共済金を支給しません。
- ② 第三者から支払われた損害賠償額が、死亡共済金額又は障害共済金額を下回る場合は、

各共済金額から損害賠償額を控除して得た額を、死亡共済金又は障害共済金として支払います。

- 2 互助会は、被共済者が第3条の傷害を被り死亡し又は後遺障害が生じた場合において、他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担において補償若しくは給付を受け、その補償額が死亡共済金額又は障害共済金額を超える場合は、死亡共済金又は障害共済金を支給しません。
- 3 高等学校及び高等専門学校に在籍する被共済者が、自己の重大な過失により死亡し又は後遺障害が生じた場合において、スポーツ振興センターが死亡見舞金額又は障害見舞金額を減額して給付決定を行ったときは、スポーツ振興センターの給付決定に準じて、死亡共済金又は障害共済金を支払います。

(共済金の返還)

- 第17条 共済金受取人は、共済金を互助会から受け取った後に、前条に規定する支払い制限の事実（以下「制限事実」という。）が生じた場合において、互助会から既に支払われた共済金の全額またはその一部について、返還を求められたときは、これに応じなければなりません。
- 2 制限事実が生じた場合は、直ちに、共済金受取人は共済契約者に、共済契約者は互助会に報告するものとします。

(共済掛金の減免措置)

- 第18条 事業方法書第12条第2項に規定する要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮している者と学校の所在地の教育委員会が認定した被共済者の共済掛金の額を2分の1とします。

(被共済者の異動に伴う共済掛金の取扱い)

- 第18条の2 被共済者が、共済掛金の額が異なる施設種別間で異動した場合に、当該事業年度分の共済掛金を既に支払っているときは、共済掛金の精算は行いません。
- 2 前条の規定に該当する被共済者（以下「減免児童生徒」という。）が共済掛金を支払った後に、減免児童生徒でなくなった場合は、互助会は減免した額相当額の支払を求めることはありません。

また、減免児童生徒でない被共済者が共済掛金を支払った後に、減免児童生徒となった場合は、互助会は前条の規定による減免措置は行いません。

(被共済者でなくなった者の共済事業事務)

- 第19条 被共済者でなくなった者に係る共済掛金の返還、共済金の請求等の共済事業に係る事務は、被共済者でなくなる事由が生じた時点で在籍していた学校等が行うものとします。

(時効)

第20条 共済金請求権は、第14条に定める日の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(共済金の削減)

第21条 特別な災害その他の事由により共済契約に係る所定の共済金を支払うことができない場合には、評議員会の決議を経て共済金の削減を行うことがあります。

(共済契約者からの報告)

第21条の2 共済契約者は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を互助会に報告しなければなりません。

- ① 共済証書記載事項
- ② 施設種別の変更
- ③ 学校等の住所
- ④ 被共済者名簿の記載事項

(準用)

第22条 共済金の支給は、スポーツ振興センターが行う見舞金の支給に準じて行うものとする。

(準拠法)

第23条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

附 則

この約款は、平成24年10月17日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年3月7日から施行する。

附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 1 項第 1 号ただし書の規定は、平成 29 年 4 月 1 日より前に起きたいじめ等により生じた強い心理的負担により、平成 29 年 4 月 1 日以後に生じた故意の負傷、疾病又は死亡には適用されるものとするが、この場合は当該いじめ等が起きたときに、被共済者でなければならないものとする。

附 則

この約款は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。